

まらごの紹介

今回は、紫雲寺地区南成田にお住まいの横野正人さんのお宅におじゃましました。
(担当 坂野井政之委員)

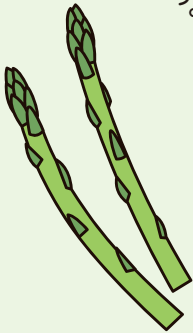


3代夫婦で複合営農がんばっています！

横野さんの家族構成は、経営主の正人さん（62才）、奥さんの越子さん（保育士）、長男の正之さん（36才）、長男の奥さんの恵美さん、孫の凌駕ちゃん、美桜ちゃん、父親の嘉衛門さん、母親のカツミさんの3夫婦、8人家族です。

正人さんの経営は、稲作680a、養豚（母豚43頭）、アスパラガス30a、アスパラガス株（販売）30aの複合営農を行っています。長男の正之さんは主にアスパラガス、水稻を担当しています。

「昨年の夏は猛暑であったが、土作りと水管理に気をつけて栽培したので全量1等で良かった。」と言っていました。今後は、規模を現状維持し、農政を注目しながら経営し、数年後は長男に経営移譲を考えているそうです。



編・集・後・記

今月号の特集に再度、「人・農地プラン」について掲載してみました。

今回の内容は、すでにプランを作成・決定された地区と、これから作成の意思表示をしている地区の加入に至るまでのプロセス（手順、過程）をお尋ねしてみました。

これからプランを作成する予定の地区の参考になれば幸いです。

この度のプランは、農地の出し手、受け手の両者についても有利なもので、今後このような施策はないものと思います。

この先、5年後、10年後の自分達の農業・農村のあり方を、これを契機に集落で十分協議してみたいかがでしょうか。

(藤間壽久委員)

INFORMATION

全国農業新聞購読料（3ヶ月分）の口座振替日をお知らせします。

1、2、3月分……平成25年5月10日

4、5、6月分……平成25年8月9日

* 現金納付の方は、口座振替日が納期限日となります。

全国農業新聞を読もう!!

週間 金曜日発行

月600円、年7,200円 (消費税込)

農地(田・畑)を農地以外に利用(転用)する場合は、許可申請が必要です!

農地(田・畑)を農地以外に利用(転用)する場合は、許可申請が必要です。農地の転用許可申請は、県許可であるため、許可なく農地以外に利用(転用)されている時は、農地法違反であるため場合によっては現況復帰命令を受けることがあります。農地(田・畑)を農地以外に利用(転用)する場合は、必ず農業委員会を通して県に許可申請を行ってください。